

令和4年12月5日	資料2
第30回医道審議会保健師助産師看護師分科会 看護師特定行為・研修部会	

資料2 都道府県における特定行為研修制度の推進について

1. 前回の論点と主なご意見
2. 第8次医療計画等に関する検討会における検討状況
3. 都道府県における取組
4. 特定行為研修に係る目標値の考え方について

1. 前回（第29回看護師特定行為・研修部会 令和4年8月22日）の論点と主なご意見

論点

- 令和6年度からの第8次医療計画における特定行為研修修了者の確保の位置づけについてどのように考えるか。

主なご意見

- 第8次医療計画では、各地域で特定行為研修修了者の活用を進めることが重要である。特に在宅領域における修了者の活用については、医療計画に明記いただきたい。
- 今後は、地域における特定行為研修修了者の配置を考えながら養成を進めていく必要がある。
- 特定行為研修修了者の活用については、地域医療構想調整会議等の地域における協議の場に看護職が参画し、どの地域にどのような人材が必要かという議論に看護職がしっかり加わるべきである。

2. 第8次医療計画等に関する検討会における検討状況

■ 第13回第8次医療計画等に関する検討会でご議論いただいた主な課題と論点

課題

- 看護職員の需給の状況は、地域（都道府県、二次医療圏）ごとに差異があるため、地域の課題に応じた看護職員確保対策を講じることが必要。
- 領域別に見ると、訪問看護については、今後の看護職員の需要の高まりが大きく、かつ、総数が充足されると推計された地域（都道府県、二次医療圏）においても需要が高まっていくと見込まれる一方、有効求人倍率が高く人材確保が困難な状況となっており、訪問看護に従事する看護職員の確保を推進していくことが重要。
- 訪問看護を含む在宅医療は、身近な地域で患者の生活を支える医療であるとともに、高齢者介護や障害福祉（医療的ケア児等）とも密接に関連するため、都道府県との連携の下、市町村において整備方策を考えていくことが重要。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大に迅速・的確に対応するとともに、医師の働き方改革（令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制が適用）に伴うタスクシフト／シェアを推進するため、地域のニーズに応じて、特定行為研修修了者など、専門性の高い看護師の養成を推進することが重要。

論点

- 都道府県・都道府県ナースセンター等の関係者の連携の下、看護職員確保に係る地域（都道府県、二次医療圏）の課題を把握し、こうした課題に応じた看護職員確保対策を講じることについて、どう考えるか。
- ニーズの高まりに応じて訪問看護に従事する看護職員の確保を推進していくため、都道府県において、今後の都道府県・二次医療圏ごとの事業所数・看護職員数を見込み、必要なサービス・看護職員を確保するための方策を定めることを必須とすることについて、どう考えるか。
- 今後、ニーズが増大していく訪問看護を含む在宅医療の整備を推進するため、都道府県との連携の下、市町村における整備を推進していくために、どのような方策が考えられるか。
- 新型コロナなどの感染症拡大時に迅速・的確な対応を行える体制の整備やタスクシフト／シェアの推進のため、都道府県において、特定行為研修に係る研修体制整備に向けた具体的な計画の策定を必須とするとともに、都道府県・二次医療圏ごとに、特定行為研修修了者等の専門性の高い看護師の養成数の目標を設定することについて、どう考えるか。

2. 第8次医療計画等に関する検討会における検討状況

■ 第13回第8次医療計画等に関する検討会でご議論いただいた主な意見

● 看護職員の確保

(訪問看護サービス・訪問看護に従事する看護職員の確保)

- 都道府県・二次医療圏ごとに、訪問看護に係る事業所数・看護職員数の現状と見込みを明らかにして、サービス・看護職員確保のための具体的方策を定めることを必須化すべき。
- 重要な内容であるため、こうした必須化の方向性に異論は無いが、看護職員の需給は地域ごとに差異があるため、都道府県側とも十分な意見交換が必要。
- 都道府県に対して訪問看護二ーズの推計の実施を求めるならば、国から推計方法を提供するといったサポートが必要。
- 訪問看護ステーションの大規模化に関しては、経営上の利点を考えて、事業所規模の拡大だけでなく、事業者規模の拡大やステーション数の増大も考えるべき。また、地域密着型の小規模の事業所が地域を支えていけるようにするという視点も重要。
- 規模の小さい訪問看護ステーションは課題が多いので、人材確保、研修、経営などを総合的に支援する機能が重要。

(都道府県と連携した、市町村における訪問看護を含む在宅医療の整備方策)

- 今後の在宅医療の伸びを踏まえると、訪問看護機能の充実は不可欠。訪問看護は介護保険サービスとして実施される場合が多く、市町村による介護保険の在宅医療・介護連携推進事業も大きな役割を担っているため、医療行政と介護行政の緊密な連携に基づいて進めていくことが重要。
- 市町村における整備方策については、大きな市町村は検討する力があるが、小さな市町村は相当な支援がないと困難

(特定行為研修修了者等の専門性の高い看護師の養成)

- 都道府県において、特定行為研修に係る研修体制整備に向けた具体的な計画の策定を必須とし、都道府県・二次医療圏ごとに、特定行為研修修了者等の専門性の高い看護師の養成数の目標設定を行うべき。
- 重要な内容であるため、こうした必須化の方向性に異論は無いが、看護職員の需給は地域ごとに差異があるため、都道府県側とも十分な意見交換が必要。
- 特定行為研修修了者等の専門性の高い看護師の養成数の目標設定に当たっては、地域ごとの養成数の差異を踏まえた対応が必要。
- コロナ対策という観点からは、ICUでの看護業務に対応できる専門性の高い看護師を迅速に確保できるようにすることが必要。
- 在宅医療を支える看護師の養成という観点から、在宅分野に係る特定行為研修修了者の養成を推進する方策を講じるべき。

2. 第8次医療計画等に関する検討会における検討状況

■ 第18回第8次医療計画等に関する検討会でご議論いただいた主な意見

<地域の課題に応じた看護職員確保対策の推進>

- 都道府県・都道府県ナースセンター等の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの看護職員確保に係る課題を把握し、こうした課題を踏まえつつ、「マイナンバー制度を活用した看護職の人材活用システム」等を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援、医療機関の勤務環境改善による離職防止などの取組を推進していくこととしてはどうか。

<訪問看護に従事する看護職員の確保の推進>

- 地域における訪問看護の需要の増大に対応するため、都道府県・二次医療圏における訪問看護に従事する今後の看護職員数を見込み、必要な看護職員を確保するための方策を定めることとしてはどうか。
- 都道府県・二次医療圏における訪問看護に従事する今後の看護職員数の見込みの算出に当たっての参考情報として、「国から都道府県に対して提供されることとなる二次医療圏ごとの訪問看護の必要量の推計（訪問看護必要量推計）を活用し、訪問看護に従事する今後の看護職員数の見込みを算出する方法」について、国から都道府県に対して提供することとしてはどうか。

【国から都道府県に対して参考情報として提供する訪問看護従事看護職員数の見込みの算出方法（案）※】

- ① 衛生行政報告例のデータから、2020年における都道府県別の訪問看護従事看護職員数を算出。
- ② 訪問看護必要量推計及び①から、2020年における都道府県別の訪問看護サービス一定量当たりの訪問看護従事看護職員数を算出。
- ③ 訪問看護必要量推計における二次医療圏別の訪問看護必要量に、②を乗じることによって、二次医療圏ごとの訪問看護従事看護職員数の見込数等を算出する。

※「看護職員需給分科会中間とりまとめ」（令和元年（2019年）11月）における推計方法を参考にした算出方法。

- 訪問看護に係る看護職員の確保を推進するため、地域医療介護総合確保基金の活用や都道府県ナースセンターにおける取組の充実を図ってはどうか。また、訪問看護ステーションにおける安定的・効率的な人材確保に資するよう、地域の実情に応じ、事業所間の連携、事業者規模の拡大等を進めることとしてはどうか。

<特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成の推進>

- 特定行為研修に係る指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保など、特定行為研修に係る研修体制の整備に向けた具体的な計画を策定することを必須としてはどうか。
- 都道府県ごとに特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数等の目標を設定することとしてはどうか。なお、これらの目標を設定する際には、可能な限り二次医療圏ごとや分野・領域別の設定を検討することとしてはどうか。
- 特定行為研修に係る目標の設定方法については、医道審議会看護師特定行為・研修部会で検討することとしてはどうか。

2. 第8次医療計画等に関する検討会における検討状況

■ 意見のとりまとめ（たたき台） 令和4年11月24日第19回第8次医療計画等に関する検討会 資料3より抜粋

I 医療計画全体に関する事項

3 医療従事者の確保等の記載事項について

(2) 医師以外の医療従事者の確保について

③ 看護職員の確保について

(中略)

感染症の拡大に迅速・的確に対応するとともに、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト/シェアの推進のため、特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の養成と確保を推進していく。特定行為研修に係る指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画の策定を必須とするとともに、医道審議会看護師特定行為・研修部会における議論に基づき、都道府県ごとの特定行為研修修了者その他の専門性の高い看護師の就業者数の目標を設定する。なお、これらの目標数を設定する際には、可能な限り二次医療圏ごとや分野・領域別の設定を検討する。

3 都道府県における取組（第7次医療計画）

■ 第7次医療計画における「特定行為研修を修了した看護師の確保」について

医療計画について（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知（令和2年4月13日一部改正）別紙 医療計画作成指針）

第3 医療計画の内容

5 医療従事者の確保

(2) 医師以外の医療従事者の確保について

地域医療支援センター事業等が対象とする医療従事者以外の、例えば以下の職種についても、必要に応じて、その資質向上に関する事項を含め、医療従事者の確保の現状及び目標について、可能な限り具体的に記載する。

【医療従事者の現状及び目標】

- ① 歯科医師
- ② 薬剤師
- ③ 看護職員（保健師・助産師・看護師（特定行為研修を修了した看護師を含む。）・准看護師）
- ④ その他の保健医療従事者
- ⑤ 介護サービス従事者

特に、歯科医師、薬剤師及び看護職員に関する記載に当たっては、以下の観点を踏まえること。

ウ 看護職員については、その確保に向けて、地域の実情を踏まえつつ、看護師等の離職届出を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援や、医療機関の勤務環境改善による離職防止などの取組を推進していくこと。

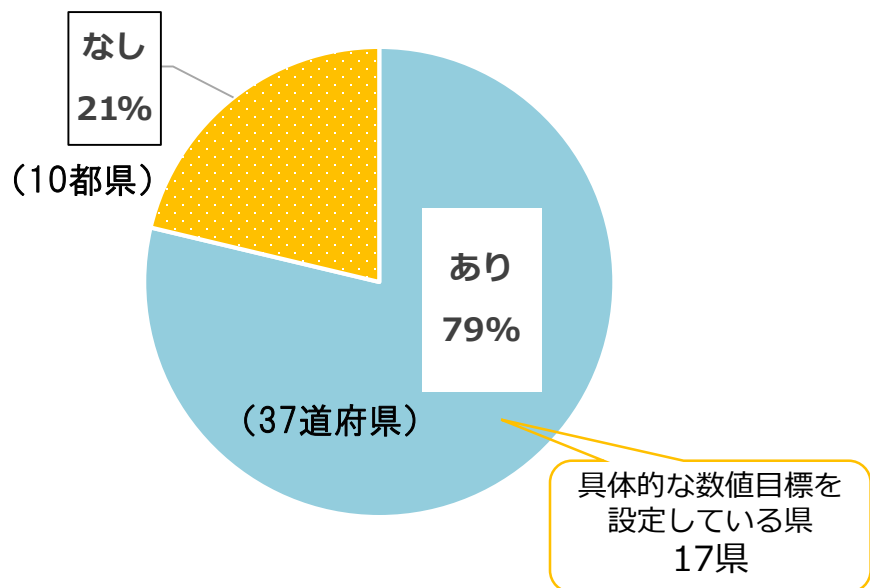
また、看護師については、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修をいう。）を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載すること。

3 都道府県における取組（第7次医療計画）

■ 第7次医療計画における特定行為研修体制の整備に係る計画策定状況

- 平成30年度の第7次医療計画作成指針※において、特定行為研修について、在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載することとしている。
- ※「「医療計画について」の一部改正について」（平成29年7月31日付け医政発0731号第4号厚生労働省医政局長通知）
- 平成30年度からの医療計画において、特定行為研修制度に係る計画を記載している都道府県は8割（37道府県）に達するが、内容については様々である。

■ 第7次医療計画における、特定行為研修体制の整備に関する記載の有無



（令和3年8月看護課調べ）

■ 特定行為研修制度の体制整備を推進する上で、各都道府県において、取り組むべきものとして現在検討または予定している施策

施策	都道府県数	
1. 制度理解や現状の把握に関すること （制度の理解促進等）	特定行為研修制度の周知	11
	在宅領域における認知度の向上	4
	地域の現状の把握や分析	4
2. 指定研修機関に関すること （体制の整備）	新規の指定研修機関の確保	6
	指定研修機関への財政的支援	2
	指導者の育成・確保	5
	指定研修機関間の情報共有の支援	2
3. 研修受講に関すること （受講の促進）	看護師の受講ニーズの把握	9
	研修先探しの支援	1
	在宅領域における受講者の確保	3
	受講者の所属での代替職員確保のための支援	5
	研修受講費用の支援	3
4. 研修修了者に関すること （修了者活用の促進）	医療機関等の修了者雇用に関するニーズ把握	5
	研修修了者の活動実態把握	9
	研修修了者の活動促進支援	7
5. 質の担保に関すること （修了後の質の担保）	修了者を対象とした技術研修や情報交換会等、フォローアップ体制整備のニーズの把握	8
	修了者へのフォローアップ体制整備に係る支援	5
6. その他（概要に記載）	（概要）	1
	該当	1

3 都道府県における取組（第7次医療計画）

- 第7次医療計画において特定行為研修に関する具体的な数値目標を設定しているのは17都道府県である。
- 設定している目標項目は、「特定行為研修修了者数」が13都道府県、「指定研修機関数」又は「協力施設数」が6都道府県であった。

■ 第7次医療計画における特定行為研修に関する数値目標の設定例

特定行為研修修了者数（13県）

青森県、福島県、茨城県、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

【目標数値の算出方法・考え方の実例】

- ・ 県内の指定研修機関の定員数や修了者数から推計
- ・ 受講希望調査を実施し、その結果から算出
- ・ 以下の①～③の積み上げ
 - ①過去の修了者の年間増加数に基づく増加見込み数
(年間の見込み数×6年)
 - ②現在の修了者数
 - ③取組の推進による増加分
- ・ 各病棟、有床診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等に1名配置
- ・ 2次救急病院数と訪問看護ステーション数から算出
- ・ 主だった医療機関に研修実施の意向や、研修実施の意向がある場合には定員数を調査し、算出

指定研修機関数又は協力施設数（6県）

山梨県、長野県、岐阜県、長崎県、鹿児島県、沖縄県

【目標数値の算出方法・考え方の実例】

- ・ 受講希望調査を実施し、その結果を踏まえて受講希望者が受講できる指定研修機関数
- ・ 地域で受講出来る体制の整備と特定行為研修修了者の確保を図ることを目的に二次医療圏ごとに1箇所以上

その他

特定行為研修の受講者数

⇒計画策定時の受講者数×6年

特定行為研修修了者の就業者数

⇒県内指定研修機関の定員数を参考に算出

開講している特定行為区分数

3. 都道府県における取組（地域医療介護総合確保基金（医療分））

- 地域医療介護総合確保基金の対象事業の取り扱いについて、事業区分Ⅱと事業区分Ⅳにおいては以下のような事例についても、基金を活用することが可能である。（令和3年9月28日 医政地発0928第1号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例の取扱について」）
- 事業区分Ⅵでは、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組におけるタスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進策の一つとして、特定行為研修修了者の養成等に取り組むことも可能である。

事業区分Ⅱ 標準事業例12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護ステーションに所属する看護師が円滑に特定行為を実施することができるよう、複数の医療機関等が連携して実施する手順書の作成・検証に係る会議費

⇒他の機関と連携して手順書の作成や運用について検証するための会議、検証にあたって先進事例の研修等を行う際にかかる会議費用等

事業区分Ⅳ 標準事業例36 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

- ①地域における看護師の特定行為研修修了者確保のため、受講者や受講者の所属する医療機関等に対して支援する受講に係る経費
- ②指定研修機関における研修体制確保のため、指導者の派遣に係る経費

事業区分Ⅵ 医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組（タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進）

医師労働時間短縮計画を策定し、勤務医の勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関※が、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組における、タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進の一つとして、特定行為研修修了者の養成や確保等に取り組む場合の経費 ※具体的要件の規定あり。また、診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

※地域医療介護総合確保基金の対象事業は、以下の区分に分類されます。

- | | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | II 居宅等における医療の提供に関する事業 |
| III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等） | IV 医療従事者の確保に関する事業 |
| V 介護従事者の各伊保に関する事業 | VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 |

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

(令和3年度実施状況・令和4年度計画)

令和4年5月看護課調べ(2022年10月25日 更新)

		令和3年度実施状況	令和4年度計画状況
事業実施都道府県数		44都道府県	44都道府県
実施事業数		74件	80件
財源	地域医療介護総合確保基金	67件(43都道府県)	73件(43都道府県)
	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	2件	1件
	居宅等における医療の提供に関する事業	16件	31件
	医療従事者の確保に関する事業	27件	41件
	勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	0件	0件
地域医療介護総合確保基金以外		7件(6都道府県) ※複数回答あり	7件(6都道府県) ※複数回答あり
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	受講料等の費用負担を実施している40都道府県 青森県 ³ 、岩手県 ³ 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ ※ ¹ 、山形県 ³ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 栃木県 ³ 、群馬県 ² 、東京都、神奈川県 ² 、新潟県 ² 、富山県 ^{2,3} 、石川県 ³ 、 福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ ※ ¹ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、 滋賀県 ³ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、 広島県 ³ ※ ¹ 、山口県 ² 、徳島県 ³ ※ ¹ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ¹ 、 佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³ ※ ¹	受講料等の費用負担を計画している41都道府県 北海道 ² 、青森県 ³ 、岩手県 ³ 、宮城県 ³ 、秋田県 ³ ※ ¹ 、山形県 ^{3,1} 、福島県 ² ※ ¹ 、 茨城県 ² 、栃木県 ³ 、群馬県 ² 、東京都、神奈川県 ² 、新潟県 ² 、富山県 ^{2,3} 、 石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、 滋賀県 ³ ※ ¹ 、京都府 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ² 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、 広島県 ³ ※ ¹ 、山口県 ² 、徳島県 ³ ※ ¹ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ³ 、 佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県 ³ 、鹿児島県 ² 、沖縄県 ³ ※ ¹
		代替職員雇用の費用補助を実施している15都道府県 秋田県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² ※ ¹ 、埼玉県 ³ 、東京都 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ ※ ¹ 、 静岡県 ³ 、愛知県 ² 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ² 、奈良県 ³ 、島根県 ² 、 広島県 ³ ※ ¹ 、徳島県 ³ ※ ¹ 、沖縄県 ³ ※ ¹	代替職員雇用の費用補助を計画している17都道府県 北海道 ² 、秋田県 ³ ※ ¹ 、福島県 ² ※ ¹ 、茨城県 ² 、埼玉県 ³ 、東京都 ³ 、 福井県 ³ ※ ¹ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、滋賀県 ³ ※ ¹ 、大阪府 ¹ 、兵庫県 ² 、 奈良県 ³ 、広島県 ³ ※ ¹ 、徳島県 ³ ※ ¹ 、沖縄県 ³ ※ ¹
	指定研修機関に対する支援(研修体制整備等)	福島県 ² 、群馬県 ² 、宮崎県 ³ 、沖縄県 ³	福島県 ² 、群馬県 ² 、宮崎県 ³ 、沖縄県 ³
	二一ズ・課題等調査	岐阜県、佐賀県 ²	岐阜県、佐賀県 ²
症例検討・実践報告・研修会	福島県 ² 、兵庫県 ³ 、島根県、福岡県、佐賀県 ²	福島県 ² 、兵庫県 ³ 、島根県、福岡県、佐賀県 ²	
制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	北海道 ³ 、山形県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、愛媛県 ² 、宮崎県 ³	北海道 ² 、山形県 ³ 、茨城県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、岡山県 ³ 、 愛媛県 ² 、佐賀県 ² 、宮崎県 ³	
指定研修機関の取組み、効果の紹介	島根県	島根県	
研修協力施設等への運営費の補助	埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³	埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³	

〈都道府県に上付けしている数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す〉 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業 4:勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 ※¹ 秋田県・福島県・福井県・滋賀県・広島県・徳島県・沖縄県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施・計画している。

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の令和3年度実施状況について

令和4年5月看護課調べ（2022年10月19日 更新）

都道府県名	事業名	事業概要		財源
		分類	内容	
合計44				
北海道	看護師の特定行為研修に関する意見交換会	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	特定行為研修制度の認知度の向上を図るとともに看護管理者当該健康観を行うことで当該制度の推進を図る。	3
青森県	認定看護師等育成支援事業（特定行為含む）	研修受講費補助	看護師特定行為研修のための教育機関受講に要する経費の一部を補助する。	3
岩手県	認定看護師等育成支援事業	研修受講費補助	県内病院、訪問看護ステーション等で従事する看護職員を特定行為研修へ派遣する場合の費用（入学金、授業料、教材費）を補助する。	3
宮城県	看護師特定行為研修支援事業	研修受講費補助	指定研修機関が実施する看護師の特定行為研修に、所属する看護師を派遣した病院・訪問看護ステーションに対して、研修受講費・旅費を補助する。	3
秋田県	認定看護師等養成事業補助金	研修受講費補助	研修受講に必要な経費（入学金、授業料、受講料）、実習費及び材料費等に相当する経費と、代替職員の人件費用等（当該雇用のために必要な報酬、賃金、給料、職員手当）の費用を補助する。	3
山形県	特定行為研修事業	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	看護師の特定行為研修制度そのものや、病院等での活用事例等を紹介する研修を実施	3
	山形県キャリアアップ支援事業費補助金	研修受講費補助	県内病院等に所属する看護師が特定行為研修を受講する際の受講費用、旅費を補助する。	3
福島県	特定行為研修推進事業	研修受講費補助	特定行為研修の受講料及び、受講するのに必要な経費、代替職員の人件費（人件費は訪問看護ステーションのみ）を補助する	2
	特定行為研修推進事業	症例検討、研修受講・実践報告、研修会	特定行為普及啓発講習会をWEBで開催	2
	特定行為研修推進事業	指定研修機関における研修運営への補助（国庫補助事業の対象外部分）	指定研修機関に対する運営経費の一部補助	2
茨城県	看護師特定行為推進事業	研修受講費補助	受講する看護師の所属施設に対し、受講料を助成する。	2
栃木県	認定看護師養成支援等事業	研修受講費補助	医療機関に所属する看護師が特定行為研修施設への派遣に要する経費及び特定行為研修指導者講習会への派遣に要する経費を補助する。	3
群馬県	看護師特定行為研修支援（受講費補助）	研修受講費補助	医療機関や訪問看護ステーションに所属する看護職員が特定行為研修を受講する際の費用について、派遣する施設に補助する。	2
	看護師特定行為研修支援（研修機関設置補助）	指定研修機関における研修運営への補助（国庫補助事業の対象外部分）	看護師特定行為研修機関設置にあたり、必要な経費の補助を実施し、特定行為研修機関の設置を支援する。	2
埼玉県	認定看護師等育成補助事業	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	認定看護師教育機関、特定行為研修を受講する看護師を派遣する病院等に対して、派遣中の人件費の一部を補助する。	3

右列の番号の区分
 1...地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 2...居宅等における医療の提供に関する事業
 3...医療従事者の確保に関する事業

財源
 地域医療介護総合確保基金
 ※
 地域医療介護総合確保基金以外

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の令和3年度実施状況について

令和4年5月看護課調べ（2022年10月19日 更新）

都道府県名	事業名	事業概要		財源	
		分類	内容	地域医療 介護総合 確保基金 ※	地域医療 介護総合 確保基金 以外
合計44					
東京都	病院勤務者勤務環境改善事業 （チーム医療推進の取組）	研修受講費補助	医師の業務負担軽減のため、看護師の特定行為研修受講に係る研修受講期間中の人件費や研修参加費等を補助する。		○
	訪問看護ステーション代替職員 （研修及び産休等）確保支援事業	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	訪問看護ステーションで働く看護職員が、外部研修受講や産休・介休等を取得する場合に、訪問看護ステーションが代替職員を確保する経費を支援します。	3	
神奈川県	特定行為研修受講促進事業費補助	研修受講費補助	県内の医療機関及び訪問看護ステーションにおいて、看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費のうち、事業者が当該看護師に支払った経費を補助する。	2	
新潟県	特定行為研修受講支援事業	研修受講費補助	県内の医療機関や訪問看護ステーション等に対し、当該施設が雇用する看護職員の特定行為研修受講に要する経費を補助する。	2	
富山県	看護職員育成研修支援事業	研修受講費補助	看護職員が受講する認定看護師教育課程、特定行為研修の受講料を負担する施設に対し、受講料の一部を助成する	3	
	訪問看護師資質向上事業	研修受講費補助	研修受講者のいる訪問看護ステーションの設置者に対し、受講に係る経費の補助1/4を行う。	2	
石川県	看護師特定行為研修支援事業	研修受講費補助	特定行為研修を受講する看護師が所属する医療機関等へ受講料、図書費、交通費、宿泊費等の受講経費を補助する。	3	
	看護師特定行為研修支援事業	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	特定行為研修制度の普及啓発を目的とした研修会を行う。	3	
福井県	看護師の特定行為研修推進事業	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	看護師の特定行為研修制度の理解促進のための研修会を開催	3	
	看護師の特定行為研修推進事業	研修受講費補助	特定行為研修の受講費や代替職員人件費を補助	3	
長野県	特定行為研修受講支援事業	研修受講費補助	医療機関、訪問看護ステーション及び介護保健施設等に所属する看護師が受講する特定行為研修の受講料、旅費を補助する。	3	
岐阜県	看護師特定行為研修支援事業	研修受講費補助	県内のさらなる在宅医療の推進を支えていく看護師を養成するため、特定行為研修受講費及び代替職員の人件費を助成し、研修受講を促進する。	3	
	特定行為研修受講に係る調査	課題・ニーズ調査、研修受講状況等の現状把握（修了者養成目標・計画、課題の把握等）	県内の医療機関（病院）、訪問看護ステーション、介護老人福祉施設を対象に、特定行為研修の受講派遣の有無や今後の予定、受講にあたり受けたい支援などを調査		○

右列の番号の区分
 1...地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 2...居宅等における医療の提供に関する事業
 3...医療従事者の確保に関する事業

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の令和3年度実施状況について

令和4年5月看護課調べ（2022年10月19日 更新）

都道府県名	事業名	事業概要		財源	
		分類	内容	地域医療 介護総合 確保基金 ※	地域医療 介護総合 確保基金 以外
合計44					
静岡県	看護の質向上促進研修事業費（看護師特定行為研修派遣費助成）	研修受講費補助	医療機関、訪問看護ステーション、福祉施設等に勤務する看護職員が、最新の医療・看護に係る知識・技術を身につけ、看護の質向上を図るため、看護師特定行為研修派遣事業に必要な経費を補助する。	3	
	研修派遣機関代替職員確保事業費助成	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	医療機関、訪問看護ステーション、福祉施設等に勤務する看護職員が、最新の医療・看護に係る知識・技術を身につけ、看護の質向上を図るため、研修派遣機関代替職員確保事業に必要な経費を補助する。	3	
	看護の質向上促進研修事業費（特定行為研修運営事業費助成）	その他	医療機関、訪問看護ステーション、福祉施設等に勤務する看護職員が、最新の医療・看護に係る知識・技術を身につけ、看護の質向上を図るため、特定行為研修運営事業（協力施設初度整備及び運営）に必要な経費を補助する。	3	
	タスクシフティング推進のための交流・研修事業	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	特定行為研修に関わる交流会（制度理解のための情報提供や実践報告等）の開催	3	
愛知県	特定行為研修事業費補助金	研修受講費補助	訪問看護事業所又は介護保険施設で働く看護師が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費を当該看護師に補助した費用を補助する。	2	
	特定行為研修事業費補助金	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	訪問看護ステーションに所属する看護師が特定行為研修を受講する際の代替職員確保に関する費用を補助する。	2	
三重県	看護職員キャリアアップ支援事業	研修受講費補助	特定行為研修の受講に係る費用を補助する。	3	
滋賀県	認定看護師育成・特定行為研修受講促進事業補助金	研修受講費補助	病院等における看護職員を、在宅療養を支える分野の認定看護師教育課程や特定行為研修の受講に要する経費に対し助成を行う。	3	
京都府	高齢化社会に対応した救急医療体制充実事業	研修受講費補助	救急分野に係る特定行為研修等を受講する際の受講費等に関する費用を補助する。	3	
大阪府	訪問看護ネットワーク事業（特定行為研修等代替職員確保支援）	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	訪問看護ステーションに所属する看護師が特定行為研修を受講する際の代替職員確保に関する費用を補助する。	1	
兵庫県	在宅看護体制機能強化事業（特定行為研修受講支援事業）	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	訪問看護ステーションが自施設職員に特定行為研修を受講させる際の代替職員確保に関する費用を補助する。	2	
	特定行為研修推進事業	症例検討、研修受講・実践報告、研修会	特定行為研修を修了した教育機関からの研修の実際と修了看護師の実践報告を行い、特定行為研修について幅広く周知する。	3	
奈良県	看護職員資質向上支援事業	研修受講費補助	特定行為研修等の受講料を支援する医療機関等に対し補助金を支出する。	3	
	看護職員資質向上支援事業	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	訪問看護ステーションに所属する看護師が特定行為研修を受講する際の代替職員確保に関する費用を補助する。	3	
和歌山県	特定行為研修受講支援事業	研修受講費補助	医療機関や訪問看護ステーションに所属する看護師が特定行為研修の受講に必要な経費を補助する。	2	
鳥取県	看護師の特定行為研修受講補助	研修受講費補助	特定行為研修を受講する看護師が所属する機関に対し受講料及び旅費を補助する。	3	

右列の番号の区分
 1...地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 2...居宅等における医療の提供に関する事業
 3...医療従事者の確保に関する事業

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の令和3年度実施状況について

令和4年5月看護課調べ（2022年10月19日 更新）

都道府県名	事業名	事業概要		財源	
		分類	内容	地域医療 介護総合 確保基金 ※	地域医療 介護総合 確保基金 以外
合計44					
島根県	普及啓発シンポジウム	指定研修機関の取組み、効果の紹介	看護師の特定行為の普及啓発を目的としたシンポジウムを開催する。		○
	研修受講・実践報告	症例検討、研修受講・実践報告、研修会	特定行為研修を受講した看護師同士の情報交換会を開催する。		○
	看護職員キャリアアップ支援事業	研修受講費補助	看護師が特定行為研修を受講する際の研修受講料や旅費交通費などの費用を補助する。	2	
	看護職員キャリアアップ支援事業	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	病院または訪問看護ステーションに所属する看護師が特定行為研修を受講する際の代替職員確保に関する費用を補助する。	2	
岡山県	看護師特定行為修了者促進事業	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	特定行為研修に関する制度の普及のための研修会や県内特定行為研修終了者のフォローアップのための情報交換会・交流会を開催する。	3	
	看護師の特定行為研修受講料補助事業	研修受講費補助	医療機関等が指定研修機関の実施する特定行為研修へ看護師を派遣するために必要な経費を補助する。		○
広島県	看護職員の資質向上支援事業	研修受講費補助	病院、診療所又は訪問看護ステーションに就業する看護師が特定行為研修を受講する際の受講費用、及び新たに雇用した代替職員の人件費を補助する。	3	
	看護職員の資質向上支援事業	研修受講時の代替職員雇用の費用補助	病院、診療所又は訪問看護ステーションに就業する看護師が特定行為研修を受講する際の受講費用、及び新たに雇用した代替職員の人件費を補助する。	3	
山口県	特定行為研修派遣助成事業	研修受講費補助	特定行為研修に看護師を派遣する施設等に対し、研修費を補助する	2	
徳島県	看護職員養成確保事業（看護職員キャリアアップ支援事業）	研修受講費補助	看護師が特定行為研修を受講する際に必要な経費（研修受講料、旅費、代替職員の給与費等）を補助する。	3	
香川県	看護師特定行為研修助成事業補助金	研修受講費補助	医療機関及び訪問看護ステーション等に所属する看護師が特定行為研修を受講する際の費用（受講料、審査料）に対する補助	2	
愛媛県	在宅医療普及推進事業（看護師特定行為研修推進事業）	研修受講費補助	県内の医療機関や訪問看護ステーション等が雇用する看護師が特定行為研修を受講する際の受講費用を補助する。	2	
	在宅医療普及推進事業（看護師特定行為研修推進事業）	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	病院管理者や看護管理者等を対象とした特定行為研修制度の研修会を開催し、当該制度の推進を図る。	2	
高知県	看護職員・医療スタッフ研修派遣支援事業	研修受講費補助	県内医療機関・訪問看護ステーション・教育機関に勤務する看護職員または医療スタッフが高度な技術を有する資格を習得するなどの目的で先進的な医療機関で研修を行うことに対して補助を行う。		○
福岡県	特定行為研修推進事業	研修受講費補助	病院や訪問看護ステーションに所属する看護師が特定行為研修を受講する際に所属施設が負担した受講費用に対して補助する。	3	
	特定行為研修修了者意見交換会	症例検討、研修受講・実践報告、研修会	特定行為研修修了者の意見交換会を実施。		○

右列の番号の区分
 1...地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 2...居宅等における医療の提供に関する事業
 3...医療従事者の確保に関する事業

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の令和3年度実施状況について

令和4年5月看護課調べ（2022年10月19日 更新）

都道府県名	事業名	事業概要		財源	
		分類	内容	地域医療 介護総合 確保基金 ※	地域医療 介護総合 確保基金 以外
合計44					
佐賀県	特定行為研修推進事業	研修受講費補助	特定行為研修受講者に対する受講料を補助する。	2	
	特定行為研修推進事業	症例検討、研修受講・実践報告、研修会	医師や看護師等に対し、制度概要説明や好事例紹介等に関する研修会を開催する。	2	
	特定行為研修推進事業	課題・ニーズ調査、研修受講状況等の現状把握（修了者養成目標・計画、課題の把握等）	特定行為研修修了者の意見交換会を開催し、課題解決や活動基盤の強化を図る。	2	
	特定行為研修推進事業	課題・ニーズ調査、研修受講状況等の現状把握（修了者養成目標・計画、課題の把握等）	研修修了者の活動状況、指定研修機関の研修状況調査	2	
	特定行為研修推進事業	課題・ニーズ調査、研修受講状況等の現状把握（修了者養成目標・計画、課題の把握等）	特定行為研修推進のため、医療機関、看護協会、医師会等の関係団体の有識者による検討会を開催する。	2	
長崎県	質の高い看護職員育成支援事業	研修受講費補助	認定看護師教育研修及び特定行為研修の受講経費を負担する病院・訪問看護ステーションに対して一部経費補助を行う。	3	
	特定行為（38行為）研修修了者育成支援事業	その他	特定行為（38行為）の資格取得を目指す者（取得者を含む）に修学資金の貸与を行う長崎県病院企業団に対し、その経費の一部補助を行う	3	
熊本県	在宅医療に係る特定行為看護師等養成支援事業	研修受講費補助	特定行為研修等の受講費用等の一部を補助する。	2	
宮崎県	キャリアアップ研修派遣支援事業	研修受講費補助	医療機関や訪問看護ステーション等が看護職員を特定行為研修に初めて派遣する場合に、受講に必要な費用を補助する。	3	
	特定行為に係る看護師の研修制度推進事業	指定研修機関の設備整備への補助（国庫補助事業の対象外部分）	指定研修機関や協力施設が研修を実施するための準備に必要な費用を補助する。	3	
	特定行為に係る看護師の研修制度推進事業	制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	研修制度への理解を深めるための研修会や先進地視察の実施、研修制度の活用・推進に関する検討会の開催等	3	
鹿児島県	看護師特定行為研修受講支援事業	研修受講費補助	指定訪問看護事業所に勤務する看護職員が、厚生労働省指定研修機関で実施される特定行為研修を受講するため、当該指定訪問看護事業所が負担する研修の受講に要する経費を助成する。	2	
沖縄県	認定看護師・特定行為研修支援事業	研修受講費補助	看護師の特定行為研修修了者の育成を目的に所属看護職員を特定行為研修に派遣し、修了させるために必要な受講費（入学金、授業料、実習費等）、代替職員人件費への補助	3	
	特定行為研修機関支援事業	指定研修機関の設備整備への補助（国庫補助事業の対象外部分）	県内の看護師特定行為研修機関において必要となる備品の購入、更新に必要な経費への補助	3	

右列の番号の区分
 1...地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 2...居宅等における医療の提供に関する事業
 3...医療従事者の確保に関する事業

4. 特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 第8次医療計画に記載する事項

- **地域の実情に応じた指定研修機関や協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた具体的な計画** 例) 指定研修機関や協力施設の目標数の設定等
- **特定行為研修修了者の就業者数**

■ 目標値設定の考え方（案）

指定研修機関数や協力施設数、特定行為研修の就業者数については、可能な限り今後の受講意向調査等のニーズを踏まえ、都道府県ごとの足下数をベースに地域の実情に応じた数値目標を定めることとしてはどうか。

その際、専門性の高い看護師の確保に係る以下の観点も考慮することとしてはどうか。

- 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進
- 新興感染症等の感染拡大時に、高度急性期に対応できる知識と技術を有する看護師の確保
- 看護の質の向上と医師の時間外労働の上限規制に資するタスク・シフト/シェアの推進

4. 特定行為研修に係る目標値の考え方

■ 特定行為研修修了者の就業者数の目標値についての基本的な考え方と算出例（案）

1

在宅・慢性期領域の就業者数

【算出例】

- 看護師数が常勤換算 5 名以上の訪問看護ステーションに、特定行為研修修了者各 1 名以上の配置する場合の就業者数
- 地域の訪問看護ステーションの特定行為研修への受講ニーズ調査から算出
- 在宅医療を支える医療機関における同行訪問を行う特定行為研修就業者数
- 療養病棟や介護施設等に 1 名以上配置する場合の就業者数 等

例

全訪問看護ステーション数：100

うち、看護師が常勤換算で 5 名以上の訪問看護ステーション数：40

40 の訪問看護ステーションに 1 名以上の修了者：40
箇所×1名 = **40名以上**

2

新興感染症等の有事に対応可能な
就業者数

【算出例】

- 有事に、ICUや救命救急等の集中治療を担う全ての病棟において、機動的かつ流動的な対応が可能となる特定行為研修修了者の人数（例えば、診療報酬の施設基準に係る看護師以外に 2 名以上配置、等）
- 新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関のニーズ 等

例

特定集中治療室管理料・ハイケアユニット入院医療管理料を算定する病棟数：35

救命救急入院料を算定する病棟数：15

上記の各病棟に最低 2 名以上の配置：

2 名×50 = **100名以上**

3

医療機関における看護の質の向上と
タスク・シフト/シェアに資する就業者数

【算出例】

- 医療機関の看護師の特定行為研修への受講ニーズ
- 医師労働時間短縮計画の作成対象となる医療機関や、総合入院体制加算を算定する医療機関における特定行為研修修了者の養成ニーズ調査等から算出（例えば、医療機関が以下のように算出したものの積み上げ。
 - ・ 高度急性期病棟に各勤務帯 1 名以上、毎日配置するために必要な人数
 - ・ 外科病棟に日勤帯に 1 名以上、毎日配置するために必要な人数） 等

①～③の合計 + α（その他、地域の実情に応じて都道府県独自の観点で目標数を追加）

都道府県ごとの特定行為研修修了者の就業者の目標値

4. 特定行為研修に係る目標値の考え方（進捗管理）

- 指定研修機関数は厚生労働省による都道府県別指定研修機関数の発表、協力施設数は指定研修機関による公表により数を把握し、進捗を評価する。
- 特定行為研修修了者の就業者数の目標進捗の評価は、「業務従事者届」による数値で行う。（衛生行政報告例）

令和4年は業務従事者届の該当年です。（令和4年12月31日現在における従事状況を届出）

医政看第 1021 第 1 号
令和 4 年 10 月 21 日

別添 3

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（公 印 省 略）

令和 4 年における保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届の届出について（通知）

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 33 条に基づき、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護師等」という。）は、2 年ごとに、12 月 31 日現在における厚生労働省令で定める業務従事状況等の事項（業務従事者届）を就業地の都道府県知事に届け出なければならないこととされています。このため、令和 4 年 12 月 31 日現在における業務従事状況等について、看護師等の業務従事者届の届出を実施することが必要になっています。

令和 4 年における看護師等の業務従事者届の届出の内容及び実施方法については、下記のとおりといたしますので、下記の内容をご了知の上、看護師等の業務従事者届に係る事務を実施いただきますよう、お願いいたします。

記

- 業務従事者届様式、業務従事者届記載要領及び留意事項について
保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 3 号様式による業務従事者届様式は、前回届出年（令和 2 年）から変更はなく、別添 1 のとおりとなります。また、業務従事者届記載要領についても、前回届出年（令和 2 年）から変更はなく、別添 2 のとおりとなります。
なお、業務従事者届の届出事項のうち「看護師の特定行為の研修の修了状況」については、別添 3 のとおり、記載に当たっての留意事項を作成しましたので、医療機関等に対する業務従事者届の届出の案内に際して、別添 3 の周知も図っていただきますよう、お願いいたします。

看護師の特定行為研修の修了状況の記載に関する留意事項

記載にあたっては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従事者届記載要領」をよくお読みいただき、「特定行為研修修了証」を確認のうえ、記載いただきますようお願いいたします。なお、特にご留意いただきたい事項については下記のとおりです。

- 「特定行為研修修了の有無」について
○12 月 31 日現在、指定研修機関において特定行為研修を修了し、「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、「1. 有」を○で囲んでください。
- 「修了した特定行為区分」について
○特定行為研修修了証の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。
- 「修了した領域別パッケージ研修」について
○「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て○で囲んでください。
○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分については「修了した特定行為区分」の欄においても○で囲んでください。
○領域別パッケージ研修に含まれる特定行為区分全ての研修を修了しているが、領域別パッケージ研修としてそれらの特定行為区分を受講していない者（「特定行為研修修了証」に領域別パッケージ研修が記載されていない者）は○を記入しないでください。

特定行為研修とは
保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する研修です。

対象：看護師のみ（准看護師は含みません）
研修制度開始時期：平成 27 年 10 月
研修場所：指定研修機関（厚生労働大臣指定）
※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なり
※認定看護師や専門看護師の資格とは異なり
※介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なり
※単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。

4. 特定行為研修に係る目標値の考え方

(業務従事者届に置く「修了した領域別パッケージ研修」の記載について)

「看護師の特定行為研修の修了状況」

	特定行為研修の修了の有無		指定研修機関番号
	1. 有	2. 無	
	修了した特定行為区分		
看護師の 特定行為 研修の 修了状況	1 呼吸器（気道確保に係るもの）関連	2 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	
	3 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	4 循環器関連	
	5 心嚢ドレーン管理関連	6 胸腔ドレーン管理関連	
	7 腹腔ドレーン管理関連	8 ろう孔管理関連	
	9 栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	10 栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	
	11 創傷管理関連	12 創部ドレーン管理関連	
	13 動脈血液ガス分析関連	14 透析管理関連	
	15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16 感染に係る薬剤投与関連	
	17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	18 術後疼痛管理関連	
	19 循環動態に係る薬剤投与関連	20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	
	21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連		
	修了した領域別パッケージ研修		
	1 在宅・慢性期領域	2 外科術後病棟管理領域	
	3 術中麻酔管理領域	4 救急領域	
	5 外科系基本領域	6 集中治療領域	

自治体対象の調査で、「回答誤りの多い項目」として最も多く選択された項目です！

回答した44都道府県のうち、34件(77%)
 ※令和元年度厚生労働科学研究費補助金 看護職員のなりすまし防止に資するデータ活用法の構築(研究代表者:前田樹海)

「特定行為研修の修了の有無」

12月31日現在、指定研修機関において特定行為研修を修了し、「特定行為研修修了証」が交付されている場合は、

「1. 有」を○で囲んでください。

「修了した特定行為区分」

修了証の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」に記載されている特定行為区分を全て○で囲んでください。

「修了した領域別パッケージ研修」

該当する全ての領域について記載してください。

特定行為研修とは

保健師助産師看護師法第37条の2の4に規定する研修です。

対象:看護師のみ(准看護師は含みません)

研修制度開始時期:平成27年10月

研修場所:指定研修機関(厚生労働大臣指定)

※ 医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは**異なります**。

※ 認定看護師や専門看護師の資格とは**異なります**。

※ 介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは**異なります**。

※ 単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことはありません。

1枚目



2枚目



業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師は、2年毎にその就業状況について、就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。※保健師助産師看護師法 第33条

4. 特定行為研修に係る目標値の考え方（政策循環：PDCAサイクル）

・ **現状の把握**：意向調査や実態調査等、既存の統計等により特定行為研修に関する現状を把握。

・ **課題の抽出**：特定行為研修修了者に期待する役割や目指すべき方向性を踏まえて課題を抽出。

・ **数値目標**：抽出した課題をもとに、地域の実情に応じた目標と目標達成に要する期間を定める。（指定研修機関数や就業者数等）

・ **計画の策定**：課題に対応した数値目標の達成のために行う具体的な施策を練り込んだ計画の策定。

・ **施策の改善**：進捗状況の評価に応じて、施策の見直しや修正を行う。

・ **施策の実施**：課題に対応した数値目標達成のために行う具体的な施策を実施。

【医療介護総合確保基金の活用例】

- ・ 特定行為研修修了者の養成と活用に関する
- ・ 検討の場の設置
- ・ 研修受講に係る受講料や旅費等を補助
- ・ 先進地への視察研修の実施 等

・ **評価**：数値目標の達成状況や施策の進捗状況を評価。（計画策定時に評価を行う時期を明記しておく。）

<データソース>

指定研修機関数：厚生労働省公表数値

協力施設数：指定研修機関による公表

特定行為研修修了者の就業者数：

業務従事者届

